

管理処分の方向性の検討中及び個別に活用方針を定めるとした物件

ここに掲載されている物件は、記載の理由により、管理処分の方向性の検討していることや個別に活用方針を定めることから、処分等を留保しています。

詳細については、各物件の所在する財務事務所等担当課（統括）へ直接お問い合わせください。

令和2年9月8日現在

※「備考」欄には、令和元年9月20日付財理第3206号「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」通達記第6-2の規定に基づき確認した地域の整備計画等に係る意見（意見があった場合に限る。）等を掲載しております。